

談話および声明

第一次大平内閣の発足に当たつての内閣総理大臣談話

(昭和五十三年十二月八日 臨時閣議決定)

このたび、私は、内閣総理大臣の重責を担うことになりました。私は、歴史が私に課したこの重責を誠実に果たすべく、謙虚に果たしていく決意であります。

戦後三十三年、我が国が敗戦後の荒廃から立ち上り、今日の自由と繁栄を享受しうるようになったことは、ひとえに多くの先人の努力の賜であります。とりわけ、福田前内閣総理大臣は、内外の諸懸案の解決に優れた指導力を発揮されました。私は、これらの先人の成果を承継し、ゆるぎない日本を築き上げるために全力をつくす所存であります。

日本をめぐる内外環境は、誠に厳しいものがあり、いたずらに幻想や甘えを許さないものがあります。私は、政治ができることとできないこと、政治のなすべきこととなすべからざることを率直に国民に訴え、国民の自由な創意工夫と活力を最大限に尊重しながら、二十一世紀へのこの重大な転換期に立ち向かつていく決意であります。

国民各位の御理解と御協力を切望いたします。

衆議院解散に当たつての政府声明

(昭和五十四年九月七日 臨時閣議決定)

ただいま、衆議院は解散されました。

我々は、今、新しい選択のときを迎えております。前回の総選挙以来、既に三年近くを経過し、内外の情勢と我々の直面する課題は大きく変わつてまいりました。

幸に、我が国は、昨年来、経済は着実に回復し、石油危機以後の混乱を克服することもできました。しかしながら、エネルギーの制約と財政事情は厳しさを増し、我が国の国際的な責任は一段と高まつております。

政府は、ここに確かな八十年代の構築に向けて政局の一新を図るべく、国民の審判を仰ぐことに決意いたしました。

政府としては、このたびの総選挙が、政治倫理の確立を求める国民世論にこたえて、公明正大に行われることを念願するものであります。

第二次大平内閣発足に当たつての内閣総理大臣談話

(昭和五十四年十一月九日 臨時閣議決定)

私は、再び内閣総理大臣の重責を担つことになりました。特別国会における首班の指名及び組閣が遅れ、政治と行政の停滞を招いたことは、誠に遺憾であり、国民各位に衷心よりおわび申し上げます。

私は、今回の総選挙において示された国民の審判を謙虚に受け止め、国民の理解と協力を得つつ、全力を傾けて国政に当たる所存であります。

政治の倫理を確立し、行政の綱紀を肅正することは、今回の総選挙を通じて鮮明に表明された国民の意思であります。私は、施政の原点をここに置き、政治と行政に対する国民の信頼の回復に努める決意であります。

私は、当面、行政の整理簡素化、財政の再建とその対応力の回復、物価の安定、エネルギーの確保など緊急な課題の解決を図る決意であります。同時に、八十年代の展望を明らかにしつつ、経済社会の活力の保持、文化の時代にふさわしい生活の質的充実、地方の自主性の高揚、国際社会への実りある貢献等を道標として、中・長期的な施策を着実に進めてまいらねばならないと考えております。

国民各位の御理解と御協力を切望してやみません。

内閣不信任案の可決に際しての政府声明

(昭和五十五年五月十六日 臨時閣議決定)

本日、衆議院において野党より提出された不信任案が可決されました。

政府は、今国会において、予算案を成立せしめ、更にエネルギー対策、物価安定を始めとする国民生活の安定のため各般の施策に全力を投入しつつ、政治資金規正法を始め、政治倫理の刷新と行政改革等の残された法案の成立に全力を傾注してまいりました。

しかるに、社会党の理不尽な不信任案の提出と野党のこれに対する賛成及び一部自民党員の党紀を乱した欠席によってこれが可決されたことはまことに遺憾といわなければなりません。

政府は、その信ずるところに従って衆議院の解散を断行し、国民各位にその信を問い、もって憲政の大道に基き、鋭意、政治の刷新と政局の安定を図つてまいる決意であります。

国の内外の情勢極めて重大な秋とせにおいて、時を同じうして衆議院・参議院の選挙が行われることになりましたことは、まことに遺憾ではありますが、行政各部に対し全力を尽くして国民生活にいささかも不安をきたすことのないよう努力いたさせますので、国民各位の御理解と御協力をお願いいたします。

衆議院解散に当たつての内閣総理大臣談

(昭和五十五年五月十九日)

先に、内閣不信任が決議されたことに伴い、憲法の定めるところに従つて、本日、衆議院は解散されました。

昨秋の総選挙以来、私は、国民の負託に応え、内政外交に全力を傾注してまいりました。その間、外にあっては三度にわたる外遊を通じて、米国、中国並びに太平洋をめぐる諸国とのきつなを強め、また、アフガニスタンやイランの問題等に対処し、世界平和の維持に努めてまいりました。

内にあつては、国民生活の安定向上を確保すべく、エネルギー対策、物価安定対策を始め、全般の施策に総力を挙げてまいりました。更に、国政の原点は、政治と行政が公正かつ清廉で国民の信頼に応えるのでなければならぬと考え、行政部内の綱紀の振興に努めるとともに、政治倫理の刷新と行政改革関連の諸法案の成立に熱情を傾けてまいりましたのであります。

今回の不信任案は、憲政上、最も慎重たるべき手段が一部野党によつて、軽々しく提出され、しかもその理由は、内閣にとつて全く納得できないものであります。この本会議に一部自民党员が欠席して可決に至つたことは全く予想しなかつたことであり、私は、与党の態勢を建直す決意を新たにしております。し

かしながら、不信任案が可決された以上、私は、政治の原点に立ち返って国民の判断を仰ぐべく衆議院を解散することにいたしました。

私は、今回の総選挙と参議院議員通常選挙の結果が、内外の重大な時局に対応できる政治の刷新と政局の安定に寄与することを希うとともに、心を新たにして国民の負託に応えてまいる覚悟であります。また選挙期間中は、内政外交全般にわたっていささかの渋滞を来すことのないよう、内閣は全員一致、最善の努力を致す所存であります。

国民各位の御理解と御協力をお願いいたします。

オリンピック参加問題についての見解

(1) 政府見解

(昭和五十五年四月二十五日 閣議決定)

政府は、極めて遺憾ながら、現状の下では、今年夏のモスクワオリンピック大会に選手団を派遣することとは望ましくないと結論に達し、これを日本オリンピック委員会に伝達することを決定した。

オリンピック憲章はオリンピック大会の目的を、スポーツを通じて、よりよき、より平和な世界の建設

に助力し、国際親善をつくりだすことにあるとしている。

オリンピック大会が開催される国の政府は、とりわけ強くオリンピック精神の遵守を求められ、すべての国の祝福の中で各国選手団が参加しうるような環境を確保する重い責任を負うものである。

しかるに、今回の開催国たるソ連によるアフガニスタンへの軍事介入は、平和と友好の精神をそこなうものであるとの国際世論の厳しい非難を惹起し、我が国としても、これに重大な関心を払わざるを得ないことは、去る二月一日の政府見解で明らかにした通りである。

その後、今日に至る迄、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入は、依然として継続しているのみならず、むしろ、長期化の構えさえ見せており、国際の平和と安全にとつて憂慮すべき事態にある。

一方、アジア、欧米その他の諸国においても、モスクワオリンピック不参加の動きが生じてきている。政府は、このような状況の下では、モスクワ大会に選手団を参加させることは望ましくないと結論せざるを得なかつた。青春の全てを捧げてこれまでひたすら錬磨を重ねてこられた選手諸君の心情は、十分理解するところであるが、平和を国是とする我が国の立場からしてもこれ以外の選択はなかつた。オリンピック参加の決定権は、日本オリンピック委員会にあり、関係者各位の苦衷は、察するに余りあるが、政府の判断の意のあるところを汲まれ、適切に対応されることを切望する。

この際、政府は、改めて本年初頭のアフガニスタン情勢に関する国連緊急特別総会において、圧倒的多数をもって可決された決議にそい、一日も早く事態が大きく改善され、平和の裡にオリンピック大会が開催されることを熱望するものである。

(2) 官房長官談話

(昭和五十五年五月二十四日)

政府は、モスクワオリンピック大会に選手団を派遣しないことを決定した日本オリンピック委員会の英断に対し敬意を表するものである。

この決定に至るまでの日本体育協会、日本オリンピック委員会等関係者各位の並々ならぬご労苦をお察しするとともに、大会に参加すべく長い年月にわたり、精進を続けてこられた選手諸君の心情に対し、心から同情の念を禁じ得ないものである。

オリンピック精神は、平和と友好の世界の建設に助力し、国際親善をつくり出すことを根本原則としている以上、現下の厳しい国際情勢のもとでは、その精神に即したオリンピック大会の開催が期待できないとして選手団を派遣しないこととした日本オリンピック委員会の決定に対し、選手諸君をはじめ、国民各位が十分理解されるよう切望して止まないものである。

なお、政府は、今後とも国民スポーツの普及充実と国際競技力の向上のための協力を惜しまないものであるが、スポーツ界にあつては、この事態にくじけることなく、我が国スポーツの振興に一層の努力を払われ、また、候補選手はあらたな目標に向かって更に精進されることを念願して止まない。